

# 静岡県林業技術者協会会則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この会は、林業生産の近代化に必要な技術者体制を確立し、教育・訓練を通じて技術の向上と労働の安全に努めるとともに、会員相互の親睦と啓発を図り、林業の振興と相まって社会的経済的地位の向上を目的とする。

### (名称)

第2条 この会は、静岡県林業技術者協会と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館9階 県木連に置く。

### (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 林業に関する高度な知識の習得、並びに技術の練磨と機械の研究開発
- 2 作業技術並びに安全衛生に関する講習会及び研修会などの実施
- 3 本協会の発展及び社会的業績や善行者の表彰
- 4 会員相互の親睦と福利厚生に関する事業
- 5 関係各機関との連携並びに協力
- 6 その他目的に必要な事項

### (地区協会)

第5条 この会に次の地区協会を置く。

天竜、太田川、掛川、川根、島田、静岡、清庵、富士、裾野、御殿場、伊豆、県森連

第6条 地区協会の運営は、この会に準じて協会ごとに準則を設けて行うものとする。

## 第2章 会員及び役員

### (会員の種別)

第7条 この会の会員は、次のとおりとする。

正会員 林業技術者として本会の目的に賛同し、会費を納入する者

賛助会員 本会の趣旨に賛同し、会費を納入する者

### (役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

理事 20名以内

監事 3名以内

第9条 役員は、会員の中から総会において選任し、会長1名、副会長3名以内を互選する。

2 事務局長は、理事会の承認を得て会長が指命する。

### (役員の任務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、毎年1回以上経理状況を監査し、意見を附して総会に報告する。

4 事務局長は、会長の命を受けて本会の事務を掌理する。

### (役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

2 役員は任期満了後、新たに役員が選任されるまで、その職務を行いうるものとする。

(顧問)

第12条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、総会で推せんする。

第3章 理事会

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

第4章 総会

(総会の種類)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回、7月末までに会長がこれを招集する。

3 臨時総会は、会長において必要と認めた場合及び全会員の2分の1以上から要求があった場合は、会長が召集する。

(議長の選任)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当る。

第5章 事業年度及び会計

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第17条 この会の経費は、会費、賛助会費、助成金、寄付金等をもって支弁する。

附 則

1 この会則は、昭和52年6月24日より施行する。

2 この会は、静岡県林業架線技士協会の発展的解消につき、当該総会において選任された役員が新役員となる。

3 当年度の会計及び事業は、前項の総会において議決された一切を継承する。

4 この会則は、平成25年2月18日に改正し、平成24年度より適用する。

5 この会則は、平成26年6月27日より施行する。

6 この会則は、平成28年6月24日より施行する。

7 この会則は、令和04年7月15日より施行する。